平成２３年（フ）第７１５号
仙台市太白区西中田６丁目21番４―502号
債務者　蜂屋　健司
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９９号
仙台市青葉区中山４丁目14番10号　サニーヒルズ中山201
債務者　前田　和也
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８０４号
仙台市太白区大野田３丁目９番５―303号
債務者　太田　和子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１４号
仙台市青葉区上愛子字北内８番地の80
債務者　広瀬　正敏
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３３号
仙台市青葉区柏木３丁目６番４―109号
債務者　古市　京子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
福島市飯坂町字西堀切14番地の58　横江アパートＡ
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６２号
富山県高岡市石瀬482番地３
債務者　田中　　章
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２６２号
金沢市大河端町ホ114番地１
債務者　鶴居　正弘
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６３号
金沢市大河端町ホ114番地１
債務者　鶴居裕妃子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１５号
金沢市芳斉１丁目11番15号、従前の住所金沢市白菊町５番20号
債務者　谷口　昇子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３３５号
石川県七尾市和倉町３部18番地11
債務者　岡田まり子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４３号
金沢市旭町２丁目８番45号　旭ビル401号、従前の住所金沢市鈴見台３丁目13番16号
債務者　武部　　理
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５４号
金沢市末町12の53番地　アーバンハイム210号、従前の住所金沢市増泉２丁目７番25号
債務者　浜野　淑美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８５号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目278番地９
債務者　太田　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町２丁目278番地９
債務者　太田惠美子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３８９号
岐阜市柳川町36番地３
債務者　高井　正道
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３９３号
岐阜市須賀４丁目16番14号
債務者　宮川　景子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０１号
岐阜市粟野東３丁目574番地１
債務者　志賀　照弘
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岐阜地方裁判所